事　務　連　絡
令和４年３月１８日

各地方公共団体（各都道府県、各市町村、各事務組合等）
　公立学校に係る高等教育の修学支援新制度担当課　　御中

各地方公共団体（各都道府県）
　私立専門学校に係る高等教育の修学支援新制度担当課　　御中

文部科学省 高等教育局
学生・留学生課 高等教育修学支援室

「機関要件の確認事務に関する指針（2022 年度版）」について

平素は高等教育行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

高等教育の修学支援新制度では、「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）」に基づき、一定の要件を満たすことの確認を受けた大学・短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「確認大学等」という。）を対象機関とすることとしています。

この度、令和４年度の機関要件の確認事務の実施に向けて、「機関要件の確認事務に関する指針（2022 年度版）」を策定しましたので、情報提供します。主な改正内容については、別紙１も併せてご確認をお願いします。

また、機関要件の確認事務に係る届出について、別紙２のとおりまとめていますので、該当がある確認大学等は、遺漏なく対応くださるようお願いします。

ついては、本件についてご承知いただくとともに、貴地方公共団体において要件確認を行った確認大学等、及び今後要件確認を行う可能性がある大学等に対して、本件を周知されるようお願いします。

ご不明な点がある場合は、本件問合せ先のメールアドレスにご連絡をお願いします。

（参考）高等教育の修学支援新制度ホームページ
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm
対象となる大学等の要件（機関要件）
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/detail/1418410.htm
（注）上記のホームページから、「大学等における修学の支援に関する法律・同法施行令・同法施行規則【機関要件の確認事務関係箇所抜粋】」、「確認申請書（様式）」、「機関要件の確認事務に関する指針（2022 年度版）」、「機関要件の確認事務に関する指針（2022 年度版）見え消し版」、「様式参考例」をダウンロードできます。

（本件問合せ先）
文部科学省 高等教育局
学生・留学生課 高等教育修学支援室
電話：03-5253-4111（代表）（内線 3958、3280）
e-mail: koto-syugaku-chihou@mext.go.jp
※　お問合せは、メールにてお願いします。

別紙１

「機関要件の確認事務に関する指針（2022 年度版）」の主な改正内容について

Ⅰ　機関要件の確認事務の概要

○ 専門学校に適用される「省令で定める基準（大学等の経営基盤関係）」のうち、収容定員充足率に係る経過措置の過年度分（2019 年度から 2021 年度まで）を削除。
（**Ⅲ　機関要件の確認用チェックリスト**　も同様）

Ⅱ　確認申請書の記載要領

様式第１号

○ 添付書類「実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》**【再掲】**」については、「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係と共通で１部のみとすることを明記。

様式第２号の１

○ 様式第２号の１における「『１．実務経験のある教員等による授業科目』の数」には、該当する授業科目を全て網羅的に計上する必要はなく、「省令で定める基準単位数又は授業時数」を満たすことを確認するために必要な単位数又は授業時数を計上することで差し支えない旨を明記。また、提出する添付書類（授業科目の一覧表、授業計画書（シラバス））についても同様であることを明記。

○ 「実務経験のある教員等による授業科目」の数について、学年進行で教育課程の変更の途上である場合、新課程と旧課程はそれぞれ行を分けて記載することとし、新課程については完成年度までの設置計画に基づいて記載し、旧課程については従前の教育課程に基づいて記載することを明記。

様式第２号の４別紙

○ 令和３年度の更新確認申請書の提出に際し誤りの多かった、個人情報への配慮のための伏字について、合計値等には一切影響を与えないこと等を明記。

様式参考例⑥

○ 「高等教育の修学支援新制度の対象機関リスト（全機関要件確認者の公表情報とりまとめ)」において、「開設年度」の「(予定)」の文言を削除。

別紙２

機関要件の確認事務に係る届出について

事項	概要	主な手続き
確認の取消し 【根拠規定】 ・修学支援法第９条第１項 ・施行規則第８条第１項	確認大学等の設置者は、確認大学等が、確認要件を満たさなくなったときは、遅滞なく、その旨を機関要件確認者に届け出なければならない。	①確認要件を満たさなくなった旨の届出（設置者） ②①の届出を受けた旨の公表（確認者） ③確認を取り消した旨の公表（確認者） ※確認を取り消された大学等の設置者は、取消しの日から起算して３年を経過した日以降でなければ、確認申請を行うことはできない。
確認の辞退 【根拠規定】 ・修学支援法第９条第１項 ・施行規則第８条第１項	確認大学等の設置者は、確認大学等に係る確認を辞退しようとするときは、**確認大学等に係る確認を辞退する１年前までに**、その旨を機関要件確認者に届け出なければならない。 ※確認大学等が廃止される場合は、当該届出を行うこと。	①確認を辞退しようとする旨の届出（設置者） ②①の届出を受けた旨の公表（確認者） ※①から確認を辞退する日（確認大学等でなくなる日）の到来までの間に、更新確認申請の時期（毎年４～６月）が訪れた場合、機関要件確認者に更新確認申請書の提出が必要。
名称等の変更 【根拠規定】 ・修学支援法第９条第１項 ・施行規則第８条第１項・第２項	確認大学等の設置者は、確認大学等の名称及び所在地並びに設置者の名称及び主たる事務所の所在地に変更があったときは遅滞なく、その旨を機関要件確認者に届け出なければならない。	①確認大学等の名称等の変更があった旨の届出（設置者） ②①の届出を受けた旨の公表（確認者） ③①の届出内容の文部科学省への報告（確認者）

【参考】

○大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）（抄）

第７条（略）

３　文部科学大臣等は、確認をしたときは、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第９条　確認大学等の設置者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨の当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

一　当該確認大学等が、確認要件を満たさなくなったとき。

二　当該確認大学等に係る確認を辞退しようとするとき。

三　当該確認大学等の名称及び所在地その他の文部科学省令で定める事項に変更があったとき。

２　第７条第３項の規定は、前項の規定による届出があったときについて準用する。

○大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第６号）（抄）

第８条　確認大学等の設置者は、法第９条第１項第１号又は第３号に該当することとなったときは遅滞なく、同項第２号に該当することとなったときは当該核大学等に係る確認を辞退する一年前までに、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

２　法第９条第１項第３号の文部科学省令で定める事項は、確認大学等の名称及び所在地並びにその設置者の名称及び主たる事務所の所在地とする。